

第 1 回定例会議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 80 号 いちき串木野市第 2 次総合計画基本構想の策定について
- 第 4 議案第 25 号 いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 1 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 2 号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 号 上名交流センターの指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 6 号 川北交流センターの指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 7 号 川南交流センターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 号 土川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 9 号 荒川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 10 号 冠岳交流センターの指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 11 号 照島交流センターの指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 12 号 旭交流センターの指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 13 号 生福交流センターの指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 14 号 川上交流センター等の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 15 号 本浦交流センターの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 16 号 大里農産加工センターの指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 17 号 川上生活改善センターの指定管理者の指定について
- 第 22 予算議案第 6 号 平成 28 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 23 簡水特予算議案第 4 号 平成 28 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 国特予算議案第 4 号 平成 28 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 25 公下水特予算議案第 4 号 平成 28 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 介特予算議案第 3 号 平成 28 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 27 予算議案第 1 号 平成 29 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 28 国特予算議案第 1 号 平成 29 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 29 公下水特予算議案第 1 号 平成 29 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 30 市場特予算議案第 1 号 平成 29 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 31 介特予算議案第 1 号 平成 29 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算

- 第32 国宿特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第33 漁集排特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第34 後特予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第35 水道予算議案第1号 平成29年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第36 議案第18号 いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定について
- 第37 議案第19号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議案第20号 いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議案第21号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議案第22号 市道の廃止及び認定について
- 第41 議案第23号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 議案第24号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（2月21日）（火曜）

出席議員 17名

2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君
10番	濱田尚君		

欠席議員 1名

1番 松崎幹夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	市来支所長	下迫田久男君
副市	長	中屋謙治君	教委総務課長	木下琢治君
教	長	有村孝君	消 防 長	原 蘭 照 明 君
育	長	中尾重美君	水産商工課長	平 川 秀 孝 君
総務課	長	満 蘭 健 士 郎 君	まちづくり防災課長	瀬 川 大 君
政 策 課	長	田 中 和 幸 君		
財 政 課	長			

平成29年2月21日午前10時00分開会

△開 会

○議長（中里純人君） これから平成29年第1回いちき串木野市議会定例会を開会します。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る2月15日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。したがって、付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から提出のあった平成28年11月分及び12月分の例月出納検査の結果、並びに監査報告第6号及び第7号について、それぞれの写しをお手元に配付してあります。

また、市長から報告のあったいちき串木野市第2期障害者計画書改訂版についてもお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これより、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、原口政敏議員、宇都耕平議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月27日までの35日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から3月27

日までの35日間とすることに決定しました。

△日程第3 議案第80号

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第80号いちき串木野市第2次総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

総合計画基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

〔総合計画基本構想審査特別委員長中村敏彦君登壇〕

○総合計画基本構想審査特別委員長（中村敏彦君）

おはようございます。

さきに提案され、継続審査としておりました議案第80号いちき串木野市第2次総合計画基本構想の策定についてを審査するため、平成28年12月13日開催の第4回市議会定例会において、いちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会が設置されました。

去る1月30日及び31日の2日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告いたします。

本市は、これまで平成18年度に策定したいちき串木野市第1次総合計画に基づき、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてきました。

少子高齢化の進行と人口減少、国際化や安心安全への意識の高まり、地方分権や地方創生の推進など社会経済情勢は転換期を迎え、本市を取り巻く環境も大きく変化してきております。

今回、こうした時代の潮流や行政課題に的確に対応しながら都市基盤、生活環境の整備、産業経済の活性化、文化教育の振興、国際化等、本市の発展と市民福祉の向上を図るため、市民が主役のまちづくりの実現を目的としたいちき串木野市自治基本条例に基づく市民の参画を得て、今後10年間の本市の進むべき方向についての基本的な指針となるいちき串木野市第2次総合計画が策定されております。

基本構想案の策定に当たっては、昨年6月、市内各界、各層から選出された委員をはじめ、公募委員、県出先機関の代表者を含む20名で構成されるいちき串木野市総合計画審議会に原案が諮問され、計6回

の審議会開催による慎重審議の結果、「ひとが輝き文化の薫る 世界に拓かれたまち」を第1次総合計画と同様に将来都市像に定め、審査の過程での意見等を添えて10月31日に答申がなされております。

基本構想は基本理念と将来都市像のほか、市政推進の基本方針や施策の大綱を明らかにするとともに、市域の構成イメージや重点プログラムを設定するもので、今回基本理念を「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」と定め、豊かな自然をはじめ、歴史文化、地理的特性に育まれた特産を活かし、少子高齢化や人口減少、国際化や安心安全への意識の高まりなど、多くの課題に対処する施策を推進しようとするものであります。

それでは、特別委員会審査において出された質疑や意見を中心に、計画に沿って報告をいたします。

まず初めに、第1編総論であります。

経済交流やインバウンド対応について主にどのような国を想定し、また、どのような施策を行う考えなのかと質したところ、特に九州では経済交流においては東アジアや東南アジアからの入国が多くなると想定している。インバウンド対応としては外国人にやさしいまちづくりを目指し、観光、商業、通信基盤などさまざまな施策の中で今後具体的に取り組むこととしている。また、外国語講座の開催も検討しているほか、国際交流員を本市に配置して、外国人にわかりやすい本市のパンフレット作製や案内版作成等を今後検討していきたいとの答弁であります。

次に、第2編基本構想第1章いちき串木野市の基本理念についてであります。

第1節基本理念について、第1次計画の「ひとが輝く・地域が輝く～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」から今回の「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」と変更した理由について質したところ、第1次総合計画では合併後の都市のアイデンティティを確立するため、さまざまな施策や一体性を醸成する必要があったことから「ひとが輝く・地域が輝く～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」と定めた。第2次計画では少子高齢化や人口減少が進む中、地方が独自で戦略を立て、本市の魅力を市民が享受する必要

があること、さらには本市の魅力で他の地域からも人を引きつける、住み続けたい、住んでよかったと実感できるまちにすることが大切であるとの思いから今回は「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」に変更したとの答弁であります。

また、第2節の将来都市像について、第1次計画の中で甌島航路の発展については明確にうたっているが、今回の計画では記載が削除されている。甌島航路の存続については本市の経済活動に大きな影響があるとともに、港湾利用を含め、重要な位置づけと認識するものであり、将来都市像の中に甌島航路の重要性を明記すべきと考えるが、どのように施策を進めていくのかと質したところ、この将来都市像を表現する中で今回の見直しにより具体的な表現を整理したため、甌島航路の文言については外したところである。個別の施策では港湾機能の充実や交流軸の中で、本市として商業や港湾活用に欠かせない重要な航路と位置づけており、具体的な計画の中での取り組みを進めることとしている、との答弁であります。

次に、第2章、施策の大綱、第1節、市民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」についてであります。

委員の中から、構想の中に「市民がまちづくりの主体者」という言葉があり、これまでとは違う表現だと感じている。これからは市職員が市民のために一生懸命に働いていることを市民に示す必要もあるのではないかと意見が述べられたのであります。

次に、第2節、健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」についてであります。

空き家対策については、危険廃屋の認定緩和を進めるべきであり、対策協議会などを設置して積極的に進めようとしていることから、もう少し文言を添えるべきではないかと質したところ、危険廃屋の解体促進については空き家等対策の計画を現在策定中であることから、その中で危険廃屋の解体を空き家まで範囲を広げられないか検討中であり、空き家の利活用も含めて基本計画、あるいは実施計画の中で取り組んでいくとの答弁であります。

次に、地域福祉の推進についてであります。

計画の中に「要配慮者に関する情報を関係機関が共有し、避難時の支援体制の強化に努める」と記されているが、通常は「要配慮者」ではなく「要支援者」という言葉を使っている。要配慮者となれば範囲が広くなり、災害発生時など実際に支援がないと避難できない人を特定する必要がある際には要支援者のほうが文言として適切ではないかとの意見が述べられたのであります。

次に、教育文化についてであります。

第1次計画では、項目として上げられていた総合運動公園の整備の項が今回は削除されている。まだ市民が要望する施設があり、今後施設や運動広場の改良などが出てきた際には、項目がないと十分な整備ができないのではないかと。これまで大規模な構想の中で土地買収などが行われ、総合体育館が建設されてきたが、これで整備が終わりということでは、行政として、あるいはスポーツのあり方として本当によいのか質したところ、現時点で運動公園、総合体育館、庭球場の整備が終わり、施設の整備は一つの節目を迎えたと理解している。第1次の計画の中では特別にこの項目を設けて取り組みを進めてきたが、今後はスポーツの充実という項目の中で総合運動公園を含め、体育施設等の維持補修が必要であれば行っていく。本市の財政規模等を考えると、これ以上の新たな施設整備は難しいとの議論がこれまでになされてきたとの答弁であります。

また、学校教育の充実については、「小中一貫教育を柱とした幼・小・中・高間の連携教育を推進」と記されているが、市全体での方向性はどのように考えているのかと質したところ、小規模校だけでなく大規模校でも連携を図ることとしており、中学校の英語教諭が小学校で授業をしたりする乗り入れ授業も少しずつ実践してきている。また、全国的な流れとして、文部科学省も小中一貫教育を推進しており、現在生冠中校区と羽島中校区がモデル校となり取り組みを進めているが、平成29年度までの文部科学省の指定が終わった後も継続研究として進めたい、との答弁であります。なお、小中一貫教育と学校の統廃合については全く別の問題と考えており、小中一貫教育のよさを最大限に活かし、9年間

で子どもたちをどのように育てるかということで取り組みを進めているとのことであり。

次に、第3節、世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

農業の振興については、農家の高齢化が進み、その対策として集落営農の取り組みが重要であるが、構想の中に具体的な表記が出てこないがどのような考えでいるのか質したところ、基本構想では具体的な表記はしていないが、基本計画の主要施策の中に創意と意欲に満ちた農業の展開、集落営農や生産組織の育成という項目を掲げ、取り組みを進めていくとの答弁であります。また、水産業の振興についてマグロ漁業の母港基地化を推進するためには、串木野市漁協の冷凍冷蔵庫をマイナス30度からマイナス60度にする必要がある。各マグロ会社や薩州まぐろ会社も一生懸命に取り組んでいることから、今後10カ年の計画の中でしっかりと進めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、第4節、利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」についてであります。

構想の中に、鉄道については、引き続き、複線化の実現とともに通勤通学等の利便性向上のための要請を行うとあるが、複線化に向けての問題、またJR川内駅での新幹線と在来線の接続がよくないこと、さらには在来線の快速便の増便の件など現状と今後の方向性について質したところ、これまで複線化については鹿児島県鉄道整備促進協議会を通じて要望を行ってきた。ここ10年間は特に進展は見られないが、近年では市来駅の横断歩道橋である跨線橋の踏み切り方式への切りかえ、串木野駅のエレベーター設置など改良がなされている。これからも引き続き複線化だけでなく、接続の問題、快速便の増便についても協議会を通じて要望要請をしていきたいとの答弁であります。

次に、第3章市域の構成イメージについてであります。

物流拠点基地化について、本市はこれまで港を中心に発展した市であることから、今後10年間で開港を含め物流の拠点基地化に向け、入港隻数、物流量

を増やすための取り組みを積極的に進めるよう意見が述べられたのであります。

次に、第4章、重点プログラムについてであります。

国際化推進プログラムについて、現在市内には神村学園に在学する留学生や市内事業所で働く外国人が増えてきている。本市に住む外国人の方々がみんな集い、交流する場を設けることは大切であることから、市民との交流も含め、外国人が暮らしやすいまちづくりへの取り組みを進めるべきではないかと質したところ、基本計画や実施計画の中でこれまでも国際料理講座や小中学校を外国の方々が訪問するなど外国人との触れ合いの場をつくる取り組みをしてきた。それとあわせて、KACCHELプロジェクト事業により現在市内の宿泊施設の整備を行っており、その中に交流スペースを設け地域の方々との交流、あるいはイベントへの参加など取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

次に、全体を総括しての質疑であります。

今回の総合計画には経営意識という言葉が用いられている。施策や事業の推進に当たり専従する部署を設けたり、職員の意識の向上、やる気が必要となってくるが、第2次総合計画を進める中でいちき串木野市がこれから10年先どんな市になっていくのか、また、市民生活はどのようにになっていくのかと質したところ、現在本市は人口減少、高齢化、過疎化などの厳しい状況にあるが、総合戦略及び人口ビジョンの取り組みにより若い方々の移住・定住を進めながら、都市間競争、地域間競争に打ち勝っていかねばならない。財政的な環境も厳しい中、基本理念である「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」の実現に向け、市民との協働を大切にしながら本市ならではの発展、可能性を伸ばしていきたいとの答弁であります。

また、委員から総合計画の推進、さまざまな施策や事業を進めるためにはリーダーシップのある職員の育成が重要であるとの意見も述べられたのであります。

以上が本案の審査における主な質疑や意見の概要であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で、私もいちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会に付託されました議案第80号いちき串木野市第2次総合計画基本構想の策定についての審査の経過の概要と結果についての御報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第25号

○議長（中里純人君） 次に、日程第4、議案第25号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長大六野一美君登壇〕

○議会運営委員長（大六野一美君） ただいま議題とされました議案第25号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本市議会においては、平成28年3月に議員定数等調査特別委員会を設置し、本市の議員定数はいかにあるべきかについて類似市に関する資料の収集、分析を行うとともに、各種団体との意見交換を実施するなど鋭意調査をしてまいりました。

その結果、平成28年第4回市議会定例会最終日において、本市の厳しい財政状況や人口減少を勘案す

るとともに、市民の声を真摯に受けとめ、現行の議員定数18人から2人減員し、定数を16人とする特別委員長報告が承認されたところであります。

このことを踏まえ、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、委員長報告のとおり議員定数を16人に改正し、次期一般選挙から適用しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

議案第25号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

議案第25号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） おはようございます。

私は、日本共産党を代表して議案第25号いちき串木野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の件について、本市の議員定数を現行の18人から2人削減の16人とする議案について反対する立場から討論を行います。

本議案は、私どものいちき串木野市議会もあと11カ月余りとなった今日、議会活動と議員活動への市民の厳しい目が注がれる中、提案されたものでございます。

特別委員会におかれましては、市内各種団体などの意見交換、議員定数及びいちき串木野市議会に対する意識調査や福岡豊前市などへの先進地域視察を実施をされてこられました。そういう中で提案をされたものでございます。

また、議会の中での定数削減については、さまざまな討論がございしますが、議員定数については委員会の中でも現行の18人がよいとする意見が50%を超

えているものの、現在より減らしたほうがよいという意見も40%以上あり、判断に苦しむ数値と捉えるところでございます。議員報酬については現行を妥当とする額という意見が72%との調査結果もございます。

また、審議会など会議の中では定数削減の意見として、議員の報酬や定数は仕事内容によって評価されるべきであり、個々の議員活動がよく見えない現状に対する不満の意見や、市の人口や財政状況などを考えると定数削減もやむを得ないとする、このような意見などが述べられております。

また、定数の維持の意見といたしましては、若手議員や女性議員が少ない現状、議員定数を削減されると地域の声が議会に届きにくくなるのではないかと、さらには選挙年齢が18歳に引き下げられたら議会においても今後は若い人の意見も反映させるべきであって、新人が立候補しやすい環境を整えるべきであると、現状維持を望む意見もそれぞれの中で出されております。

こういう中で私ども日本共産党は、まず地方議員の定数は憲法の規定を受けて90条と91条でその自治体の人口規模に応じて決定する基準が定められていること、それによれば人口5万人以上15万人未満は36人であり、人口5万人未満は30人、また人口2万人以上の町村は同じく30人で、定数16人は人口3,000人以上5,000人未満の町村に対応するものかと考えています。

このような中で、熊本などを見まして町村合併が行われていないところでは、やはりこのような定数がきちんと確保されているという状況もございました。また、我が国の地方議会の基本機能といたしましては、一つはそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能、二つ目に自治立法権に基づく立法機能、第3に執行機関に対する批判や監督機能です。

さらに、地方議会の権限として、まず議決権や選挙権、監視権、意見表明権、そして自律権がございします。いずれにいたしましても地方議会、地方議員の役割と権限機能は極めて重要なものですが、大切なことはこうした機能やそして権限、役割が十分発揮されているかどうかだと思います。

地方自治法の第2条に定められている地方自治体の本来の仕事は、住民の安全、健康及び福祉を保持することですが、今、多くの自治体がこの本来の仕事を果たし得ない状況です。表向きは行政改革の一環という大義名分を掲げますが、定数の削減が地方議会の権限、また機能、役割を真っ向から踏みにじる、まさに議会の自殺行為ではないでしょうか。

重要なのは住民の意思をより議会に反映させ、地方政治と、そして地域住民との結びつきをもっと回復をさせることだと思います。議会を活性化させるには、減らされてきた議員定数を地方自治法の本質にのっとり、そして回復をすることが必要だと思います。

議員定数は、削減する方たちが一致できる数などといった、市民不在での今回の数だけという根拠では民意の切り捨てにつながってまいります。このような中で、本会議の議員定数の一部改正の件については反対をいたします。

反対討論を終わります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。

今、地方自治法の中で定められている議員の定数の問題というのは、その地方自治法90条と91条のところはないというようなことで言われておりました。私の勉強不足でございましたので、そのところは訂正申し上げます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 着席ください。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5～日程第26

議案第1号～介特予算議案第3号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第5、議案第1号から日程第26、介特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

初めに、開会前にも少し話題になりましたが朗報をお伝えしたいと思います。

昨夜、ゴールデンタイムといわれる午後7時30分からNHKテレビで放映されました「鶴瓶の家族に乾杯」が大好評であり、今朝早くから全国よりふるさと納税をしたいなど大きな反響をいただいております。大変ありがたいことであります。テレビをご覧になられた方々、ふるさとを離れ都会で活躍の皆様には、ふるさとを懐かしんでいただいたものと思います。また、市民の皆様にとっても喜びと同時に誇りを持たれ、本市の将来に大きな夢と希望を抱かれたものと思います。本当にありがたいことであります。

それでは、平成29年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農地利用最適化交付金制度の創設に伴い、農業委員会委員等の報酬に新たに加算額の規定を設けるほか、学校運営協議会委員の設置等に伴い改正しようとするものであります。

議案第2号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し行う、施設整備事業及び濱田廣子氏の寄附金をもって子どもたちが心豊かに育つために行う事業の財源に充てる基金を設置するため、改正しようとするものであります。

議案第3号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。改

正の主な内容は、消費税率引き上げ時期の延期に伴うもので、法人市民税の税率引き下げ時期を2年半延期、個人市民税の住宅ローン控除適用期限を2年半延長、軽自動車税の環境性能割の導入時期を2年半延期するものであります。その他身体障害者等に係る軽自動車税の減免申請手続の簡略化、特例適用利子等に係る課税の特例として他の所得と区分して分離課税するものであります。

議案第4号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。改正の内容は、個人市民税において分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割の算定等に用いる総所得金額に含めるものであります。

議案第5号から議案第17号までは指定管理者の指定についてであります。

上名交流センターを上名地区まちづくり協議会に、川北交流センターを川北まちづくり協議会に、川南交流センターを支え合う川南みんなの会に、土川交流センターを土川自治公民館に、荒川交流センターを荒川地区まちづくり協議会に、冠岳交流センターを冠岳地区まちづくり協議会に、照島交流センターを照島地区まちづくり協議会に、旭交流センターを旭地区まちづくり協議会に、生福交流センターを生福地区まちづくり協議会に、川上交流センター及び川上ふれあい公園を川上コミュニティ協議会に、本浦交流センターを本浦地区まちづくり協議会に、大里農産加工センターを市来大里加工グループに、川上生活改善センターをいちき串木野市生活研究グループ連絡協議会市来支部にそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第6号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は各種事業の事業費決定等によるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,282万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億1,274万円とするほか、繰越明許費、債務負

担行為及び地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

2款総務費は、総務管理費で本年度分の原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる新電源交付金を後年度の事業に充てるための基金積立金の計上のほか、ふるさと納税推進事業費、市債管理基金積立金及び企業の誘致促進及び育成補助金の追加、企業誘致等に活用するための家屋購入費の計上であります。

3款民生費は、社会福祉費で濱田子ども福祉基金積立金の計上、児童福祉費で放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金の計上であります。

4款衛生費は、保健衛生費で子ども医療費助成事業費の追加、清掃費で海岸漂着物地域対策推進事業費の追加であります。

6款農林水産業費は、農業費で種雄畜借り上げ料の計上、川南地区ほ場整備に係る農業農村整備事業負担金の追加、林業費で有害鳥獣捕獲事業補助金の追加、水産業費で羽島漁業協同組合に対する漁協経営改善推進資金保証料補助金及び県単漁港整備事業負担金の計上であります。

7款商工費は、地域間幹線系統確保維持費補助金及び地方バス市内路線維持費補助金の計上であります。

8款土木費は、道路橋梁費で都心平江線改良事業費等の減額、県道川内串木野線等の地方特定道路整備事業負担金の計上、河川費で県単砂防事業負担金の計上、港湾費で串木野新港改修統合補助事業負担金の追加、住宅費でウッドタウン4工区の一部と浜西住宅建替事業に係る用地を買い戻すための公有財産購入費の計上であります。

10款教育費は、全国・九州大会出場補助金の追加であります。

12款公債費は、借り入れ利率決定による利子の減額等であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

1款市税は、決算見込みによる市民税の追加であります。

6款地方消費税交付金は、決算見込みによる減額であります。

9款地方交付税は、普通交付税の今回の補正財源所要額の追加であります。

13款国庫支出金及び14款県支出金は、補助事業費決定等に伴うものであります。

16款寄附金は、福祉作業寄附金及び林道整備事業寄附金の計上、ふるさと納税寄附金の追加であります。

19款諸収入は、県市町村振興協会市町村交付金及び平成27年度台風15号による損害共済金の追加であります。

20款市債は、土地改良事業債等の追加のほか道路整備事業債等の減額であります。

第2条繰越明許費の補正は、麓土地地区画整理事業など8事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条債務負担行為の補正は、上名交流センターなど13件の指定管理者指定と漁協経営改善推進資金保証料補助金を追加し、期間と限度額を定めるものであります。

第4条地方債の補正は、緊急防災・減災事業債の追加、合併特例事業債など6事業債の限度額の変更及び中学校施設整備事業債を廃止するものであります。

次に、簡水特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,591万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,291万9,000円とするほか、地方債の補正であります。

補正の主な内容は、歳出において1款簡易水道事業費で決算見込みによる羽島小ヶ倉水源地改修事業費等の減額、歳入は3款国庫支出金で、生活基盤施設耐震化等交付金の計上、5款諸収入で消費税還付金の計上、6款市債で羽島地区簡易水道建設事業債の減額であります。

第2条地方債の補正は、簡易水道建設事業債の限度額を変更するものであります。

次に、国特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,983万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億8,871万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において2款保険給付費で決算見込みによる療養諸費及び高額療養費の減額、歳入は3款国庫支出金及び6款前期高齢者交付金で決算見込みによる減額、9款繰入金で保険基盤安定繰入金の追加、国民健康保険基金繰入金の減額であります。

次に、公下水特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億9,469万8,000円とするほか、地方債の補正であります。補正の主な内容は、歳出において2款事業費で決算見込みによる串木野クリーンセンター長寿命化事業費等の減額、歳入は3款国庫支出金及び6款市債で決算見込みによる減額であります。

第2条地方債の補正は公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

次に、介特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,091万円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億2,552万1,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において2款保険給付費で決算見込みによる介護サービス等諸費などの減額、5款基金積立金で介護保険基金積立金の追加、歳入は3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金で介護給付費負担金等の減額、8款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、

議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第1号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号上名交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

○6番（中村敏彦君） 議案5号から指定管理全体に関することでもよろしいですね。

いただいた資料によりますと、全ての交流センターのうち3交流センターで指定管理料が減額になっているんですね。この理由は何でしょうか。上名交流センター、川南交流センター、土川交流センターの3交流センター。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 前回の基準額と比較して今回の基準額につきましては少し増減しているところがございますが、これはそれぞれの施設の実績等に基づきまして経費を調整したものであります。地区とも協議をいたしまして基準額については御理解をいただいているところがございますが、まずこの上名交流センターの5万7,000円の減額になっておりますが、これは館内の清掃とか消防設備点検などの実績に基づきまして、委託料の減額が主

なる要因となっております。それと、川南交流センターでございますけれども、川南交流センターは2,000円の減額になっておりますが、これも光熱水費等の実績に基づいて減額になっているところでございます。

土川交流センター10万4,000円の大きな減額になっているところでございますけれども、現在、土川交流センターの利用に当たりましては、土川公民館としての利用が主なものとなっております。地区での利用がほとんどなされていない状況にあります。利用の収入もなく、施設の利用も限られていることから光熱水費、消耗品費、清掃委託料等について実績に基づき減額したことが、管理料が減額した主なる要因と捉えております。

以上です。

○6番（中村敏彦君） いろいろな経費の費用が減った分は考慮されていると思うんですが、この全体の交流センターの中では常駐されている管理人を置いてるところと置いてないところがありますよね。で、上名交流センターを除く置いてるところは、大体基本的に上がっているんだけど、質問の趣旨は、昨年たしか最低賃金が僕の記憶では21円上がって、この3年間で40円ぐらいトータルで上がっていると思うんだけど、そのことは考慮されなかったのかどうか。管理人を置いてるところですね。置いている交流センターの管理費はそこを考慮すべきじゃないかなと思ったので、質問です。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 管理人の賃金につきましては、5施設、荒川、冠岳、照島、旭、生福で指定管理料の中で計上させてもらっているところがございます。これらにつきましては、最低賃金を考慮いたしまして時間単価は上げているところがございます。

その他の施設につきましては、まちづくり協議会への嘱託員設置補助等がございますが、それらを活用していただきまして嘱託員を施設に置いてもらったり、そういうことで対応してもらっているという状況でございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第6号川北交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号川南交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号土川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号荒川交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号冠岳交流センターの指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号照島交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号旭交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号生福交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号川上交流センター等の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号本浦交流センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号大里農産加工センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号川上生活改善センターの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第6号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） 予算書の24ページ、概要では20ページになりますが、この商工費の中の、今、新規で年度末に計上されるのは業者との関係があるんだらうとは思っておりますが、しかしながら一般財源ですよ。頭出しが全然なくて何か理由があるのかなと思っておりますけど、何か理由があるんですかね。普通ならば、一般財源ですから頭出しでも出すべきだと私は思うんですけれども。

この予算に関しては理解をするんですよ。業者との関係があるんだらうと思っておりますけれども、当初予算に何も頭出しがございませぬ。何か理由がありますかね。

○水産商工課長（平川秀孝君） バス関係の補助金ということよろしいでしょうか。

この地域間幹線系統確保維持補助金と地方バス市内路線維持費補助金につきましては、年度が10月から9月までということで、その額がわかってくるのが一応年度末でないとわからないということで、3月の提案ということになっております。

○15番（原口政敏君） それはわかるんだけど、だから私は、一般財源だから当初で頭出しをしておくべきではないかと聞いているんですよ。何か理由があつて出さなかったのかと、そこを聞いているんだよ。これはわかるんだよ、業者との関係があるからね。だけど、一般財源だから、普通は頭出しをすべきなんですよね。当初予算を見ても、どこにも出てこない。だから、そこに何か理由があるのかと、そこを聞いているんだよ。

○財政課長（田中和幸君） このバスの補助金に關しましては、議員お説のとおり一般財源でございますが、これにつきましては先ほど所管課長が申しましたとおり、金額が確定してからということで、これまで、去年も、3月の補正でお願いしているところでございます。金額が確定し次第、計上ということで、極端に言いますと、収益がよければ出さなくてもいい可能性もございますので、一応確定してから計上ということで、今の時期になっている状況でございます。よろしくお願ひします。

○15番（原口政敏君） たしか去年もだったですよ。去年も私はおかしいなと思っておったんだけど、本当ならば頭出しをすべきだと思うんですよ。課長が言うのも理解はできるんだけど、一般財源だからね。これは本当の予算だったら、私は頭出しをすべきだと思っておりますが、それも検討してくださいよ。じゃないとわからないよ、ぼつと出てきても。もう3回目だから、いいから、答弁は。今後検討していただきたい。おかしいんだよ、僕に言わせたら。もうちょっと検討してごらん。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第4号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

△日程第27～日程第42

予算議案第1号～議案第24号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第27、予算議案第1号から日程第42、議案第24号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日、ここに平成29年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年は、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で発生した中、熊本地震では2回にわたり震度7を記録し、多くの家屋の倒壊や大規模な土砂崩れの発生により尊い人命が失われました。ここに改めて哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を心より願うところであります。

さて、我が国経済は雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いておりますが、英国のEU離脱や米国の新大統領就任の影響など海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。こうした中、国においてはデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」などの着実な実行により地域経済の早期回復に取り組み、経済好循環の更なる拡大を実現することとしております。

本市においても、人口減少と少子高齢化、それに

伴う地域経済の縮小の克服のため、総合戦略や総合計画を積極的に推進し、山積する課題に対し真正面から向き合い、市民の皆様と知恵を出し合いながら地域活性化へ向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年度は、いちき串木野市第2次総合計画がスタートする重要な年であります。これまでの10年間の積み重ねを礎にして、本市の地域特性や可能性を最大限活かしながら、活力と魅力あるまちを目指してさらに邁進し、将来都市像である「人が輝き文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて積極果敢に取り組んでまいれる所存であります。

それでは、29年度に展開する主要な施策について、総合計画の四つの基本方針の項目ごとに御説明を申し上げます。

まず、市民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」であります。

自治基本条例に基づき、市民が主役のまちづくりを実現するため、共生・協働のまちづくりを進めてまいります。まちづくり協議会では地区まちづくり計画に基づく各種事業が進められており、運営や事業に対する補助制度の拡充や地区担当職員の配置、地域リーダー養成研修など積極的な支援に努めるとともに、野平交流センターについては9月の完成を目指してまいります。

また、地域のさまざまなニーズに応えるため、新たにコミュニティ自動車の導入に向け検討を進めるとともに、自治公民館建設整備事業の対象を拡大し、地域活動を積極的に支援してまいります。男女共同参画については、講座等の開催により確かな理解を深めるとともに、第3次男女共同参画基本計画を策定してまいります。

行政改革については、持続可能な財政基盤の確立を図るため、平成32年度までを推進期間とする第3次行政改革大綱に基づき、効率的な行政運営に向けてさらに職員定員の適正化等を進めるとともに、新たな財源の確保や公有施設の見直しなど、さらなる取り組みを進めてまいります。

人材育成については、職員の資質向上のため鹿児島県のほか自治体国際化協会派遣職員のシンガポー

ルへの赴任など、高い専門性と広い視野を持つ職員の育成に努め、多様化する施策の推進につなげてまいります。

広域行政の推進については、鹿児島市との連携中枢都市圏の協定締結により市民サービスの向上、雇用の場の創出、人材育成、地域資源を活かした交流人口の拡大に向けた取り組みなどを強化し、圏域全体の浮揚、発展につなげてまいります。

次に、健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」であります。

ごみ処理については、平成26年度から取り組んできた最終処分場の建設は最終年度を迎え、引き続き着実な進捗を図ってまいります。

水道事業については、5地区の簡易水道を上水道に統合し、羽島地区の萩元配水池及び川上地区の水源地整備等を実施するなど、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、引き続き合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、公共下水道事業では処理場の長寿命化を実施してまいります。

環境の保全については、近年、生活環境に影響を及ぼしている野良猫等の適正な飼養・管理について、地域と一体となって改善策を検討してまいります。

防災については、防災メール配信システムを導入するなど平素からの備えを進めてまいりました。今後さらに自主防災組織の育成を図り、自助、共助による防災活動を推進するとともに、総合防災訓練等を通じて防災、減災意識の醸成に努めてまいります。また、災害時対応の充実を図るため、災害対策本部の機能を持つ防災センターの整備に向け、準備を進めてまいります。

原子力防災では、羽島地区において住民避難に係る調査に取り組んでおり、引き続き国県と連携を図りながら避難計画の実効性を高めるよう努めるとともに、屋内退避施設の放射線防護対策についても国に要請してまいります。

消防については、消防救急デジタル無線の効果的な運用を図るとともに、高規格救急自動車や救急救助資機材等の更新を行ってまいります。

救急・救助業務においては、救急救命士や救助隊

員等の養成及び資質向上を図り、市民の安心安全の確保に努めてまいります。

消費者行政については、複雑、巧妙化する諸問題へ適切に対応するため、持続的に出前講座や広報紙等を活用した啓発活動、相談会等を実施してまいります。

エネルギー対策については、昨年市が出資して設立した地域電力会社いちき串木野電力の安定運営とサービス向上に取り組むとともに、民間事業者による洋上風力発電や木質バイオマス発電設置へ向け基本計画を策定するなど、環境維新のまちづくりを進めてまいります。

少子化対策については、新たに結婚に伴う新生活の費用に対し支援を行うほか、子ども・子育て支援事業計画に沿って妊娠、出産、育児、次代を担う子どもの育成まで切れ目のない支援を展開してまいります。

母子保健事業では、不妊治療費や妊婦健康診査の助成等を継続して行うほか、新たに小児予防接種のスケジュールを保護者のスマートフォン等に自動配信するシステムを導入し、接種率の向上に努めてまいります。

育児では、未来の宝子育て支援金制度のほか、中学3年生までを無料とする子ども医療費の助成を実施するなど負担の軽減を図るとともに、羽島保育園の園舎整備に対し、支援を行ってまいります。

市民の健康管理として、引き続き高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種や前立腺がん検診、腹部超音波検診の助成を実施し、感染予防や疾病の早期発見と負担の軽減を図るとともに、串木野健康増進センターと市来保健センターの防水工事等を行ってまいります。

高齢者福祉については、住みなれた自宅や地域で医療・介護・福祉といったサービスが一体的に受けられるよう施策の充実を図るとともに、次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するほか、串木野高齢者福祉センターの改修を実施してまいります。

また、ころばん体操のさらなる普及拡大や新たに地域おこし協力隊を活用した運動教室などを開催す

るなど、介護予防に努めながら、健康づくりアドバイザーの招聘により住民主導の健康づくりを展開してまいります。

社会保障については、平成30年の国民健康保険事業の鹿児島県との共同運営に備え、円滑な移行と事業実施できるよう努めてまいります。

障がい者福祉については、障害者福祉計画を策定し、サービスが適切かつ円滑に行われるよう取り組むこととし、療育園閉園後は障がい者等基幹相談支援センターに保育士を配置し、障がい児から障がい者までの切れ目のない相談支援体制の充実を図ってまいります。

生活困窮者対策については、生活困窮者自立相談支援員等の包括的な相談支援により自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な実施に努めてまいります。

学校教育については、児童生徒に確かな学力を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。そのためコミュニティ・スクール、「英語のまち」推進事業、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業、特別支援教育支援員配置事業等の充実を図るとともに、小中一貫教育を推進し、本市の将来を担う「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を進めてまいります。

学校施設では、新たに小・中学校及び幼稚園の教室、職員室への空調設備の実施設計を行うなど、安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

高校の振興では、串木野高等学校について、部活動の活性化を目標として、新たに外部指導者補助金を設けるとともに、市来農芸高等学校について急激な入学者の減少対策として、新たに寮生活支援補助及び地域支援活動補助を実施してまいります。

学校給食センターについては、新施設の平成31年9月の供用開始を目指し、実施設計や造成工事等を実施してまいります。

社会教育については、子ども会や女性団体等との連携を深めながら、青少年の健全育成を目的に、市民総ぐるみの挨拶運動を展開するほか、家庭教育支

援事業や学校支援事業を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ってまいります。

文化の振興については、新たに本市が生んだ歌人、萬造寺齊の功績を顕彰する短歌大会開催助成や冠嶽園25周年記念事業を実施してまいります。また、伝統芸能の保存、伝承に対する支援や郷土史料の収集に努めるとともに、麓地区の武家屋敷などの史跡を活かしたまちづくりについて検討をしてまいります。

スポーツの充実については、総合運動公園等のさらなる利用促進により、市民の健康維持、増進を図るとともに、各種競技大会やスポーツ合宿の誘致を推進するほか、平成31年の高校総体や平成32年の国民体育大会開催に向け、関係機関と連携しながら準備を進めてまいります。

国際交流については、「英語のまち」推進事業の充実を図るため、新たに国際交流員を配置し、英語に親しめる環境整備等を行い、国際化に対応した人材育成に努めてまいります。

次に、世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」であります。

農業振興については、引き続き川南地区ほ場整備事業や串木野防災ダム改修事業を行うとともに、多面的機能支払い交付金事業や中山間地域等直接支払い交付金事業により、地域による保全管理活動を支援するほか、農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地集積や耕作放棄地解消を推進してまいります。

また、担い手確保対策として農業次世代人材投資事業、新規就農者支援事業等に取り組むとともに、農地利用推進員による農地利用の調整や集落営農の組織化を支援するほか、新たなブランド農産品の開発に向け取り組んでまいります。

米政策では、地元酒造メーカーとの連携による地場産焼酎こうじ用米の作付やスクミリンゴガイ駆除に係る助成を実施してまいります。

畜産対策については、引き続き肥育素牛導入保留緊急対策事業を実施し、子牛導入経費の支援など畜産農家の経営安定を図ってまいります。

林業振興については、間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、大里地区治山事業を実施す

るほか、県トラック協会のトラックの森植樹事業や鹿児島地域植樹祭による観音ヶ池市民の森への植樹を行い、森林の保全と憩いの場の創出に努めてまいります。

水産業振興については、沿岸漁業対策で魚類種苗放流や藻場環境推進事業等により水産資源の維持・増大を図るとともに、漁獲共済加入や漁船の船底清掃作業等の省エネ活動を支援してまいります。

遠洋マグロ漁業では、マグロ漁船母港基地化や薩州串木野まぐろプロジェクトの支援によりブランド化を推進するとともに、串木野まぐろフェスティバルの支援やスタンプラリーの開催など、魚食普及とマグロのまちPRに一層努めてまいります。

企業誘致については、引き続き誘致活動や既存企業への支援に取り組んでまいります。また、本市特産品の海外販路開拓と串木野港の利用促進に向けて、引き続きシンガポールでの見本市に出展し、マグロ運搬船を活用した特産品の輸送や海外向け商品開発及びホームページを作成するとともに、国内外のクルーズ船の誘致に向け、関係機関と研究してまいります。

商工振興については、空き店舗の活用に対する補助や既存店舗のリフォーム補助を行うほか、新たに地域おこし協力隊の活用により情報発信の強化等を図るとともに、通り会等が企画運営するイベント開催やまちなかサロンの活用、いちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援を行ってまいります。

食のまちづくり推進については、新たに整備された「食彩の里 いちきくしきの」を活用し、情報発信や交流人口の拡大に努めるとともに、さまざまな分野で市民や団体、事業所等と連携した取り組みを進めてまいります。

また、新たに6次産業化アドバイザーの招聘による農林水産物の付加価値向上や事業者間連携による新商品の開発、ふるさと納税制度の一層の推進を通じた特産品PR及び食のシティープロモーション事業を展開し、本市の魅力や特産品を全国に発信してまいります。

観光振興については、平成30年の明治維新150周

年に向け、映画祭などのカウントダウンイベントの開催や、NHK大河ドラマ「西郷どん」放映に向け、県や関係機関と連携を図ってまいります。

また、教育旅行や総合観光案内所を活用した体験型観光、有名シェフによる地元食材の料理教室を実施するとともに、近隣市との連携による広域観光周遊バスの運行等により交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」であります。

道路交通網については、都心平江線や草良線、寺迫観音ヶ池線等の地域間ネットワーク道路の整備、払山線、郷之原潟下線等の生活道路改良のほか、引き続き市街地の道路整備と橋梁長寿命化事業を進めるとともに、神村学園前の国道3号への歩道橋及び連絡通路の整備に向けて取り組んでまいります。

公共交通については、路線バスの運行補助のほか、いきいきバス、いきいきタクシーの利用促進を図ってまいります。

市街地の整備については、麓土地区画整理事業の早期完了を目指して事業を進めるほか、野元地区の住環境整備に向けた道路計画の調査を行うとともに、湊町地区の権現下公園と羽島地区の浜中公園にトイレを新設するなど、公園の利便性の向上を図ってまいります。

住宅対策については、公営住宅でウッドタウン住宅の建設のほか、浜西住宅建替へ向け造成工事に着手するとともに、荒川地区の地域振興住宅の整備を進めてまいります。

民間住宅では、新たに木造住宅の耐震診断及び改修に対して支援を行うとともに、県宅地建物取引業協会と連携した空き家バンク制度やリフォーム等の支援により空き家活用を促進するほか、危険廃屋の解体補助については対象を拡大し、居住環境の向上に努めてまいります。

定住促進については、新たに定住相談員の配置やお試し体験住宅の設置を行うなど、移住希望者に対する相談対応や定住・定着に向けた支援の強化に取り組んでまいります。

情報通信基盤の整備については、羽島地区におい

て光ブロードバンドを整備し、インターネット環境の向上を図ってまいります。

以上、市政運営に当たり、私の所信の一端と平成29年度の施策の概要について申し上げます。

私は、平成17年に初代市長に就任して以来、初心を忘れることなく、本市の発展に情熱を持って邁進してまいりました。今年は第2次総合計画スタートの年、この節目に市政を任された者として揺るぎない信念と既成概念に捉われない大胆な発想で挑戦し、誇りある我がまちいちき串木野を子や孫、さらにはその次の世代へ引き継いでいくことが私に課せられた使命であり、継続こそが力であります。

将来をしっかりと見据え、次代を担う子供たちが自分の生まれ育ったまちに愛着と誇りを持ち、住み続けたいと実感できるまち、そして住んでみたいと選択されるまちを目指し、市民の皆様の参画のもと、一意専心、市政発展に取り組む所存であります。

議員各位の皆様、並びに市民の皆様のなご一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、予算議案の概要について説明を申し上げます。

国の平成29年度地方財政計画においては、一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額は前年度水準を上回る額が確保されたところであります。

第2次総合計画の初年度に当たる平成29年度の本市当初予算は、移住・定住促進、空き家対策、結婚支援などにより定住人口の拡大、ふるさと納税等を活用した特産品の開発、振興など、地域活性化につながる各種施策に取り組むほか、公共施設の老朽化対策を推進しながら合併特例債等を活用し、将来を見据えた社会基盤整備を進めることとしております。

歳入面では市税の増収が見込まれるものの、地方消費税交付金及び合併算定替の段階的縮減などにより、地方交付税の減少が見込まれております。

一方、歳出面では、人件費は減少するものの扶助費及び公債費等が増加するため、財政調整基金等からの基金繰り入れを行うとともに、普通建設事業費の大幅な増に伴い、合併特例事業債等の市債を発行

し、予算編成したところであります。

今後、普通交付税が段階的に縮減するなど、従来にも増して厳しい財政状況が見込まれますので、これまで以上に徹底した事務事業等の見直しを行いながら、効率的で持続可能な財政運営に努めてまいり所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

まず、一般会計であります。

平成29年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ167億7,300万円で、対前年度10.8%増であります。歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は1.4%の減、扶助費は児童発達支援給付費等により3.6%の増、公債費は3.1%の増となっております。

消費的経費のうち物件費は0.2%の減、補助費等は市長、市議会議員選挙費等により3.2%の増となっております。

積立金は、新電源交付金の基金積立により56.1%の増、繰出金は療育事業特別会計等の廃止に伴い0.5%の減であります。

投資的経費のうち、普通建設事業費は55.3%の大幅な増で、これは最終処分場建設事業、麓土地区画整理事業及び社会福祉施設整備事業補助金などによるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は市民税、固定資産税及び軽自動車税の増収を見込み、対前年度2.9%の増であります。地方交付税は、普通交付税において合併算定替の段階的縮減などに伴い、0.2%の減と見込んでおります。

国庫支出金は16.8%の増で、最終処分場建設事業に係る循環型社会形成推進事業費等によるものであります。

県支出金は20.2%の増で、新電源交付金等によるものであります。

寄附金は8.7%の増で、ふるさと納税寄附金によるものであります。

繰入金は2.0%の減で、財政調整基金を3億8,400万円、市債管理基金を1億3,100万円、ふるさと給

付金基金を1億8,777万1,000円繰り入れております。平成29年度末の基金残高は財政調整基金で6億7,196万8,000円、市債管理基金で16億7,998万円を見込んでおります。

市債は57.0%の増で、最終処分場建設事業等に係る合併特例事業債の増によるものであります。なお、平成29年度末の市債残高は228億5,377万円を見込んでおります。

第2条地方債で起債の目的及び限度額等を定め、第3条で一時借入金の最高限度額を15億円と定め、第4条で歳出予算の流用の範囲を定めております。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ49億2,710万8,000円で、対前年度3.0%の減であり、主に一般被保険者療養給付費の減によるのであります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ7億3,640万4,000円で、対前年度4.4%の増であり、主に串木野クリーンセンター長寿命化事業などの増によるものであります。

地方卸売市場事業特別会計は、歳入歳出それぞれ25万5,000円で、対前年度64.3%の減であります。介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ36億5,309万1,000円で、対前年度2.0%の増であり、主に介護サービス等諸費の増によるものであります。

国民宿舎特別会計は、歳入歳出それぞれ255万1,000円で、対前年度59.5%の減であります。

戸崎地区漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,848万7,000円で、対前年度16.9%の増であります。主に維持管理費の増によるものであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ4億1,270万3,000円で、対前年度0.4%の増であります。

次に、水道事業会計であります。

本年4月1日から簡易水道事業の統合に伴い、本年度の業務予定量を給水戸数1万2,935戸、年間総給水量412万3,000トンと予定しております。

収益的収支の予定額は、収入において一般会計からの補助金及び資本費繰り入れ収益などの増を見込

み6億5,176万7,000円、支出を簡易水道事業の減価償却費などの増により6億5,105万5,000円としております。

資本的収支の予定額は、収入を2億3,368万3,000円、支出を5億2,154万8,000円としております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、2億8,786万5,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしております。

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第18号いちき串木野市空家等対策協議会条例の制定についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、設置する空家等対策協議会の組織及び運営等に関する事項について規定をしようとするものであります。

議案第19号いちき串木野市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。学校教育法の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

議案第20号いちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第21号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第22号市道の廃止及び認定についてであります。鹿児島県から移管される主要地方道川内串木野線の旧道敷を新たに荒川下線として認定するとともに、道路改良に伴い接続する市道の起点、終点の変更が生じる八房川線及び第二北新田工業団地線を廃止し、新たに八房北新田線、八房川線及び第2北新

田工業団地線を市道認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。生福交流センターに設置した食品乾燥庫の使用料を徴収するため、改正しようとするものであります。

議案第24号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ウッドタウン2棟2戸の完成及び袴田住宅2棟2戸の用途廃止に伴い、改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

△散 会

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時35分